

## 会員規約改定のお知らせ

この度会員サービスの向上を目的として、団体損害保険の「経営サポート総合補償制度」を開始いたしました。つきましては、取扱代理店である西日本ユウコー商事株式会社より皆さまへ直接ご案内ができるよう、会員契約情報の共同利用のために、会員規約を一部改定いたします。

### 第3条 13

[ 現行 ] 会員向け団体損害保険の案内

[ 改定後 ] 団体損害保険の案内（弊社はこの案内のため会員契約情報を取扱代理店西日本ユウコー商事(株)と共同利用できるようにします）

\* 改定日：2020年2月1日

会員規約改定表

現行	改定後
<p><b>第2章 会員サービス内容</b></p> <p><b>第3条 (提供する情報・内容)</b></p> <p>弊社が会員に対して提供するサービス(一部有料)は以下の通りとします。なお、サービスの内容については会員承諾を得ることなく、追加・変更・削除することがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ホームページ「九州情報座」の会員専用ページでの情報提供サービス</li> <li>2. 経営一般、法律、税務、人事、賃金等に関する経営相談</li> <li>3. 経済、金融、地域動向等情報の提供</li> <li>4. 弊社主催の各種セミナーの受講料の割引</li> <li>5. 信用調査を特別割引価格で斡旋</li> <li>6. 企業研修会や講演会への講師派遣</li> <li>7. 各種通信教育講座の特別割引価格での斡旋</li> <li>8. 経営や社員教育に役立つDVD・ビデオの無料貸出</li> <li>9. 貸会議室利用の会員特別価格</li> <li>10. 経営情報誌「飛翔」を無料送付</li> <li>11. 「飛翔」同封サービス(ビジネス情報便)の利用</li> <li>12. NCBビジネス情報Webの提供</li> <li>13. 会員向け団体損害保険の案内</li> </ol>	<p><b>第2章 会員サービス内容</b></p> <p><b>第3条 (提供する情報・内容)</b></p> <p>弊社が会員に対して提供するサービス(一部有料)は以下の通りとします。なお、サービスの内容については会員承諾を得ることなく、追加・変更・削除することがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ホームページ「九州情報座」の会員専用ページでの情報提供サービス</li> <li>2. 経営一般、法律、税務、人事、賃金等に関する経営相談</li> <li>3. 経済、金融、地域動向等情報の提供</li> <li>4. 弊社主催の各種セミナーの受講料の割引</li> <li>5. 信用調査を特別割引価格で斡旋</li> <li>6. 企業研修会や講演会への講師派遣</li> <li>7. 各種通信教育講座の特別割引価格での斡旋</li> <li>8. 経営や社員教育に役立つDVDの無料貸出</li> <li>9. 貸会議室利用の会員特別価格</li> <li>10. 経営情報誌「飛翔」を無料送付</li> <li>11. 「飛翔」同封サービス(ビジネス情報便)の利用</li> <li>12. NCBビジネス情報Webの提供</li> <li><b>13. 団体損害保険の案内(弊社はこの案内のため会員契約情報を取扱代理店西日本ユウコー商事㈱と共同利用できるものとします)</b></li> </ol>
<p><b>第6章 退会および会員資格の取消</b></p> <p><b>第15条 (退会)</b></p> <p>会員は退会の申出をすることにより、常時退会できるものとします。会員が期間途中で退会する場合、会員期間の残余月数(退会届提出の翌月から満期月まで)分の会費は返還しません。また、2年目以降の会費について満期月を含めた3ヶ月目の末日までに納入されない場合には、退会の意思表示があったものとみなし、その末日をもって強制的に退会扱いといたします。この場合、当該会員に対して書面によりその旨を通知するものとします。ただし、経過した月数分の会費は請求いたしません。</p>	<p><b>第6章 退会および会員資格の取消</b></p> <p><b>第15条 (退会)</b></p> <p>会員は退会の申出をすることにより、常時退会できるものとします。会員が期間途中で退会する場合、会員期間の残余月数(退会届提出の翌月から満期月まで)分の会費は返還しません。また、2年目以降の会費について満期月を含めた3ヶ月目の末日までに納入されない場合には、退会の意思表示があったものとみなし、その末日をもって強制的に退会扱いといたします。この場合、当該会員に対して書面によりその旨を通知するものとします。ただし、経過した月数分の会費は請求いたしません。</p>

改定日：2020年2月1日